# 小千谷市「週休2日適用工事」(令和7年10月) 実施要領

### 1 目的

本要領により「週休2日適用工事」として実施することで、建設現場における週休2日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的とする。

#### 2 対象工事

令和7年10月20日以降に入札公告又は入札指名通知を行う土木工事に適用する。 当初設計額が200万円以上の工事で受注者が希望したものを対象とする。

なお、「週休2日適用工事特記仕様書」が添付されていなくても、受発注者協議により 対象とすることができる。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急性を要する場合等、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事
- (2) 現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事

## 3 用語の定義

- (1) 週休2日 (現場閉所)
  - ① 月単位の週休2日(現場閉所)とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
  - ② 通期の週休2日(現場閉所)とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

# (2) 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間と夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

# (3) 現場閉所

巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

## (4) 4週8休以上

① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない

月においては、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%(8日/28日) 以上の水準に達する状態をいう。

### 4 発注方式

発注方式は、受注者が工事着手前に、発注者に対して通期の週休2日(現場閉所)もしくは月単位の週休2日(現場閉所)に取り組む旨を協議した上で取り組む方式とする。

## 5 実施手順

- (1) 設計書作成時
- ① 発注者は「週休2日適用工事」の経費補正を行わずに予定価格を算出する。
- ② 設計書に『「週休2日適用工事」(令和7年10月)特記仕様書』を添付する。

## (2) 受注者決定後

- ① 受注者は、施工条件を踏まえて「通期」もしくは「月単位」希望の有無について、 打合せ簿等により監督員と協議すること。協議の結果、「週休2日適用工事」を行わな い場合は、本要領によらず施工するものとする。
- ② 受注者は協議後に、現場閉所日(計画)を設定した計画工程表を作成し、工事着手前までに提出する。
- ③ 発注者は、5 (2) ①の協議が調ったら、<u>週休2日の工程を確保するために必要な</u> 日数を受注者協議の上決定し、速やかに工期変更を行う。(ただし、繰越が予想される工事<sup>※1</sup>においては、議会承認後、工期変更を行う際に、上記による必要な日数を付与する。)
  - ※1 「週休2日適用工事」の実施が繰越理由にはなりませんので留意願います。

#### (3) 施工中

① 監督員は適宜、実施工程表等により現場閉所の達成状況を確認し、施工プロセスチェックに記載する。

#### (4) 現場完了以降

① 監督員は、実施工程表等により現場閉所の達成状況を確認する。「月単位」を希望して「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、「月単位」の週休2日補正係数に設計変更する。「通期」を希望して「通期」の4週8休以上を達成した場合は、「通期」の4週8休に満た遺析で、「通期」の4週8休以上を達成した場合は、「通期」の週休2日補正係数に設計変更する。「月単位」を希望して「月単位」の4週8休に満たない場合で、「通期」の4週8休以上を達成した場合は、「通期」の週休2日補正係数

に設計変更する。

- ② 工事完成検査において、検査職員は実施工程表等により達成状況を確認するものとする。
- ③ 「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、小千谷市請負工事成績評定実施要領に基づき取組を評価する。

### 6 その他

# 運用の詳細

- ① 達成状況の確認に関しては「達成状況確認の詳細」を参照すること。
- ② 補正対象、補正係数、費用計上に係る計算仕様に関しては、新潟県土木部が公表する以下に掲げる「「週休2日適用工事(現場閉所)」実施要領」等に準拠する。
  - ・「週休2日適用工事(現場閉所)」(令和6年10月)実施要領
  - ・週休2日補正係数一覧表(共通)令和7年7月20日以降適用